

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に係る実績報告書

（輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物（輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号、第40号に該当するものを除く。）であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②（ち地域を除く）」又は「に地域②（ち地域を除く）」に輸出した場合に限る。）
 （報告の対象となる期間： 年 月～ 年 月）

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

経済産業大臣 殿

提出者
 社名及び代表者名
 住所
 担当者(所属部署名) 、 (氏名)
 電話番号 、 (内線)
 メールアドレス

下記のとおり報告します。

記

仕向地	貨物名(型番・等級含む)	メーカー名	数量 単位	単価	総額	輸出令別表 第1番号	買主の名称	荷受人の名称	需要者及び装置納 入先の名称	需要者及び装置納 入先の所在地	需要等の概要(貨物 の使用目的及び 使用方法等)	補修用、新 ・増設用の 別	通関年月 日

- 注（1）本様式に従って、提出者において、報告書を作成して下さい。
 （2）用紙の大きさは、A列3番（横書き）とします。
 （3）対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載して下さい。
 （4）同一の契約に係る輸出が複数月に渡る場合は最初の輸出を行った日を基準にまとめて報告して下さい。
 その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出がある場合は、契約に基づく見込みを記載して下さい。
 （5）需要者が輸出貨物を組み込んだ半導体製造装置等を販売する場合は当該装置の販売先（「装置納入先」という。）の名称、所在地、概要を各欄に併記して下さい。
 （6）「半導体製造に用いられる装置に組み込まれるもの」とは半導体製造装置、半導体製造用の薬液供給装置、半導体製造用の超純水製造装置、露光装置等に組み込まれるものをいいます。また「半導体製造工程に用いられるもの」とは、例えば半導体製造に用いられる装置に薬液を供給する配管に取り付けられ、当該薬液の流量制御のために使用されるものをいいます。なお、半導体製造用の薬液の製造に用いられるものは当てはまりません。
 （7）添付資料：需要者から取得した最終用途誓約書の写し